

パブリック・コメント手続の概要

政策等の案の公表等

町の基本的な政策等の策定の意思決定を行う前に、その政策等の案と関係資料を公表し、案に対する意見を募集します（町のホームページへの掲載、担当課等での閲覧及び配布）。

公表するときに、意見等の提出期間、方法及び提出先等を明示します。

対象となる政策等

次に掲げる町の基本的な政策等の策定が対象となります。

(1) 条例の制定または改廃に係る案の策定（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く）

ア 町政の基本的な制度を定める条例

イ 町民に義務を課し、又はその権利を制限する条例

ウ 住民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例

(2) 総合計画等町政の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定

(3) その他特に必要と認めるもの

迅速若しくは緊急を要するものまたは軽微なものは除きます。

法令その他の規定により、縦覧及び意見書の提出その他のパブリック・コメント手続と同様の手続を行うものは除きます。

地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会提出するものは除きます。

意見等の提出方法

担当課への書面の持参、郵送、ファクシミリ、電子メール等により意見等を受け付けます。意見等の提出期間は、原則として1ヶ月とします。

意見等の提出の際には、住所および氏名等の明示をしていただきます。

意見を提出できる方

(1) 町内に住所を有する者

(2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者

(4) 町内の学校に在学する者

(5) 本町に対して納税義務を有するもの

(6) パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

提出された意見等の公表

提出された意見及びこれに対する町の考え方並びに当該政策等の案を修正したときは、当該修正の内容及びその理由をあわせて公表します。

ただし、個人又は法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しません。